

子ども医療費助成制度への地方財政措置

【担当省庁】厚生労働省、こども家庭庁

奈良県における取組

1 国におけるこども・子育て施策の動向

○これまで、子ども医療費助成制度は、地方自治体がそれぞれの実態と財政事情を踏まえて、独自に地方単独事業として制度設計し、その財源は各団体の留保財源により対応してきたところ。

○しかし、令和5年12月22日に閣議決定された「こども未来戦略」においては、次元の異なる少子化対策の基本理念の一つに「全てのこども・子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援すること」を掲げ、抜本的に政策を強化することとされた。その「加速化プラン」において実施する具体的な施策として、医療費の負担軽減が位置づけられ、「おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する」ことが明記された。

○このように子ども医療費助成制度は、国家的課題である少子化対策における有効な手段として政府により位置付けられたことや、令和4年度厚生労働省の調査で高校生までは、人口比で約9割のこどもが医療費助成の対象となっていることを踏まえると、今やナショナルミニマムと評価すべきものであり、すべての地方公共団体による実施を担保する国の財政措置が求められる。

○また、総務省としても、令和5年7月25日に令和6年度の地方財政措置について、厚生労働省に対しこども医療費に係る国庫負担の減額調整措置の早期廃止を要請するとともに、自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応検討を要請されており、見直しの必要性について認識いただいているところ。

2 奈良県における子ども医療費助成の拡充

○奈良県内の市町村は、これまで地域における少子化対策として、子ども医療費助成制度の充実に取り組んできたが、国における少子化対策の動向も踏まえ、令和5年度から全市町村統一の取組として、対象年齢の拡大、所得制限の撤廃、完全現物給付方式へ移行といった制度の大幅拡充を実施。

○県は、市町村と連携して少子化対策に取り組んでおり、市町村の子ども医療費助成額の2分の1を地方単独事業により補助。

【奈良県内における子ども医療費助成制度の充実】

対象年齢	R5年8月より高校生世代 まで拡大(~R5年7月は中学生まで)
所得制限	なし(R5年8月より撤廃)
助成方式	R6年8月より現物給付方式の対象を高校生世代までに拡大 (R元年8月~未就学児のみ現物給付)

【参考：全国の子ども医療費助成の対象年齢（R5.4.1現在）】

市町村分

通院		入院	
区分	団体数	区分	団体数
就学前	17	就学前	2
9歳年度末	2		
12歳年度末	31	12歳年度末	16
15歳年度末	482	15歳年度末	446
18歳年度末	1,202	18歳年度末	1,266
20歳年度末	4	20歳年度末	4
22歳年度末	3	22歳年度末	3
		24歳年度末	4
総計	1,741	総計	1,741

都道府県分

通院		入院	
区分	団体数	区分	団体数
—	1	—	1
5歳未満	1		
就学前	21	就学前	16
9歳年度末	4	9歳年度末	1
12歳年度末	4	12歳年度末	5
15歳年度末	10	15歳年度末	17
18歳年度末	6	18歳年度末	7
総計	47	総計	47

令和4年度・5年度「こどもに係る医療費の援助についての調査」(こども家庭庁)を集計

国にお願いすること

①子ども医療費助成について、医療費の自己負担の在り方の検討を踏まえ、早期に全国的な公費負担制度を創設されたい。

②現状では全国的に地方単独事業で実施されているため、上記が実現されるまでの間において、子ども医療費助成制度への地方財政措置を講じられたい。

基準財政需要額（衛生費（県分）、保健衛生費（市町村分）の単位費用に算入し補助対象人数（子ども数）に応じ密度補正）に算入されたい。

【県担当部局】 福祉医療部医療・介護保険局医療保険課